

市民文化施設等 評価結果一覧表

評価項目	指定管理者自己評価結果	評価機関評価結果
I. 総則		
1. 施設の目的に基づいた基本方針の確立	施設の設置目的に基づいた管理運営上の基本方針が確立されており、職員が理解しているか。	A
2. 施設目的の達成度	施設の管理運営を通して、施設目的を達成できているか。	A
3. 従事者の勤務実績・配置状況	管理職を含む常勤従事者及び非常勤従事者の勤務実績、配置状況は適切か。	A
4. 従事者のマナー	利用者が気持ちよく利用できるよう、利用者に対する従事者の接客マナーは適切か。	A
5. 施設の設置目的を実現するために必要な人材の育成・研修	施設の設置目的を実現するために必要な人材を育成する取組がなされているか。	A
II. 施設・設備の維持管理		
1.建物・設備の保守点検	建物・設備が適切に管理され、安全性の確保及び良好な機能の保持が実現されているか。	A
2.備品の管理	施設の備品が適切に管理されているか。	A
3.非常・避難経路等の点検	不特定多数の大人数が利用する施設として、非常口や避難経路等の管理が適切になされているか。	A
4.清掃業務、植栽・樹木等の維持管理業務	利用者が快適に利用できるよう、清掃が行き届いているか。施設周りの植栽・樹木等が適切に管理され、利用者が快適に過ごせるような良好な景観が保たれているか。	A
5.警備業務	安全で安心感のある環境を確保しているか。	A
6.施設衛生管理業務	施設の衛生管理や感染症対策を適切に行っているか。	A
III. 運営業務及びサービスの質の向上		
1.利用実績及び施設の稼働率	評価実施直前の2年間の施設稼働率及び利用実績の推移につき、半期毎(4月から9月、及び10月から3月)の状況を確認する。	A
2.利用しやすい受付案内の実施	利用者が利用しやすい受付案内を実施しているか。	A
3.適切な利用情報の提供	すべての利用者が等しく利用情報を得ることができるよう、適切な利用情報の提供を行っているか。	A
4.利用方法の説明支援	利用者の安全性・利便性を確保するために、利用方法の説明を行い、必要な情報を利用者へ提供しているか。	A
5.事業主催者との連携	事業主催者と情報を共有し、よりよいサービスの提供に努めているか。	A
6.サービス水準の確保	個々のサービスについて、対応従事者によって格差が生じないよう、施設のサービス水準を確保するための取組を行っているか。	A
7.従事者間での情報共有	従事者間で、適切に各種情報の共有化が実現されているか。	A
8.個人情報の保護	個人情報の保護に対する体制が整っているか。	A
9.事故防止対策への取組	事故防止のための体制の構築・取組を行っているか。	A
10.事故発生時の対応体制の構築	事故発生時の対応体制が確立されているか。	A
11.災害発生時の対応体制の構築	災害発生時の対応体制が確立されているか。	A
12.利用者の意見・苦情を抽出し、解決する体制の構築	利用者が意見や苦情を述べやすい環境を整備しているか。利用者の意見や苦情を受けて、迅速に対応できる体制を構築しているか。	A
13.利用者アンケートの実施	サービス全体に対する利用者の満足度を把握し、課題がある場合には対応策を講じているか。	A
14.自主事業の適切な実施	利用者の望む自主事業を適切に実施しているか。	A
V. 収支状況		
1.管理経費(指定管理料)等の執行状況	管理経費(指定管理料)は適正に執行されているか。	A
2.収支決算状況	予算と決算に大幅な相違がないか。収入-支出がプラスになっているか。	-
3.利用料金収入実績 ⇒該当施設(施設)のみ評価を実施する	事業計画書等で示した利用料金収入の目標値がどの程度達成されているか。	67.2%
4.経費節減の取組	経費節減のための努力を行っているか。	実施

項目	指定管理者自己評価	第三者評価機関特記事項
I. 総則	施設の設置目的を達成するために、最適な人員配置・育成等を行い、適切に施設運営を行っている。	公共施設として利用者に対して、公平・平等な対応を行うことを前提としながら、伝統文化施設としての特性に合わせた利用許可や事業の企画が行われています。
II. 施設・設備の維持管理	施設の特性を考慮しながら、施設・設備の維持管理を適切に行っている。	施設内は良く手入れされており、修繕をしないと利用者の安全に影響するような設備の不具合箇所は見当たりません。
III. 運営業務及びサービスの質の向上	常に利用者の立場に立ったサービスを提供することにより、顧客満足度の向上を図っている。	指定管理者のホームページや広報誌などを通じて、施設の紹介や事業の案内が積極的になされており、利用者に対する施設・設備の説明も丁寧に行われています。
IV. 地域及び地域住民との連携		
V. 収支状況	公益法人会計基準に則り適正な会計処理を実施し、予算執行についても経費節減を図り、効果的な執行に努めている。	出納帳や伝票などにおける経理処理は適切になされています。また費用削減についても様々な工夫がみられます。
VI. その他	伝統文化施設として、活動の場を提供するだけではなく、様々な事業を開催し、市民文化の向上に貢献している。	少人数の従事者で管理運営が効率的・効果的になされ、また関連する2施設との連携により様々な文化事業が市民に提供されています。

評価結果についての講評
施設の設置目的を十分理解するとともに、さいたま市文化芸術創造計画など、市が求める「文化芸術の創造力を活かしたまちづくり」の方向性に沿った施設の管理運営や事業の実施がなされています。施設は日常の清掃や巡回が仕様書以上の回数でなされ、心地のよい景観が保たれており利用者が憩い、相互の交流の場として機能しています。また自主事業については、子ども向けに伝統文化に触れるきっかけとなる体験教室などが開催され、既存の利用者だけに捉われない様々な利用者を取り込む施策が行われています。今後は外国人向け観光客などにも十分対応できるような施設整備や事業の実施が望まれます。

指定管理者からの意見
さいたま市における伝統文化活動の拠点として、誰もが気軽に伝統文化に触れ、安心・安全にご利用いただけるよう、施設運営に臨んでおります。今後は、B評価であったアンケートについては結果を精査し、内容に応じて対応策等を公表出来るよう改善いたします。また、来年度開催を予定している「国際芸術祭 2023」に向け、ご指摘いただきました外国人向け観光客等にも配慮した環境整備に努めてまいります。